

区分	原子力発電所防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）
----	----------------------------

頁	現 行	修 正	修 正 理 由
	<p>第1 目的等</p> <p>1 原子力災害の発生及び拡大を防止し、その復旧を図るために必要な対策については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）を十分に尊重しながら、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」として定めているところである。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波等により被災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、当該計画の想定する範囲を超えて大量の放射性物質が放出される事態となり、これに対する対策も当該計画に定めるものを超えたものとなっている。</p> <p>今回の福島第一原子力発電所における事態に係る原因等については、国において検証の上、必要な対策が講じられることとなるが、検証等には<u>一定の期間を要することが想定される</u>。</p> <p>京都府としても、国の検証等を踏まえつつ当該計画を見直していくことが必要となるが、今回の福島第一原子力発電所における事態、対応を踏まえれば、緊急の課題に対しては、国の検証を待つことなく、講じるべき対策を定めておくことが必要である。</p> <p>この「原子力発電所防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）」（以下「暫定計画」という。）は、こうした対策を定めるために暫定的に策定したものであり、防災関係機関及び住民への周知徹底を図るとともに、関係機関においては、当該計画の習熟及び細部の活動計画の作成を進めるものとする。</p> <p>なお、この暫定計画に定めのないものについては、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」に準拠するものとする。</p> <p>また、今後、国の防災指針、指標、基準等の見直し等が行われた場合には、適宜、<u>本暫定計画又は上記京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）</u>の見直しを行うものとする。</p>	<p>第1 目的等</p> <p>原子力災害の発生及び拡大を防止し、その復旧を図るために必要な対策については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）を十分に尊重しながら、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」として定めているところである。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波等により被災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、当該計画の想定する範囲を超えて大量の放射性物質が放出される事態となり、これに対する対策も当該計画に定めるものを超えたものとなっている。</p> <p>今回の福島第一原子力発電所における事態に係る原因等については、国において検証の上、必要な対策が講じられることとなるが、<u>抜本的な</u>検証等には、<u>なお時間を要すると考えられる</u>。</p> <p>京都府としても、国の検証等を踏まえつつ当該計画を見直していくことが必要となるが、今回の福島第一原子力発電所における事態、対応を踏まえれば、緊急の課題に対しては、国の検証を待つことなく、講じるべき対策を定めておくことが必要であり、<u>専門家の意見等を踏まえて、平成23年5月20日に「原子力発電所暫定計画（高浜及び大飯発電所編）」（以下「暫定計画」という。）を策定し、暫定的にE P Z を20 kmに拡大し、環境放射線モニタリング体制や被ばく医療体制、食品検査体制の拡充等を図ってきたところである。</u></p> <p><u>こうした中、現在、国においても原子力防災対策の見直しが進められており、平成24年3月に地域防災計画に反映するべき防災指針の見直しの考え方（中間報告）が示され、4月には防災指針の一部見直しにおいて、防災対策を重点的に充実すべき地域について、現在のE P Z 8～10 kmに替えてP A Z（予防的防護措置を準備する区域：概ね5 km）、U P Z（緊急時防護措置を準備する区域：概ね30 km）の導入等が行われる予定であり、京都府としては、こうした国の動向を踏まえ、暫定計画の見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>運用に当たっては、他府県との広域的な連携が必要であるため、関西広域</u></p>	国及び関西広域連合の動向を踏まえた修正

第2 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

2 (1) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

今回の福島第一原子力発電所の事故を受け、暫定的に、本府における「E P Z : Emergency planning Zone=防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を高浜及び大飯発電所から概ね半径20kmの範囲とし、次のとおりとする。

連合の「関西防災・減災プラン」との整合を図るとともに、対策の実施に当たっては、事故の状況等に応じて柔軟に対応するものとする。

この暫定計画は、こうした対策を定めるために暫定的に策定したものであり、防災関係機関及び住民への周知徹底を図るとともに、関係機関においては、当該計画の習熟及び細部の活動計画の作成を進めるものとする。

なお、この暫定計画に定めのないものについては、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」に準拠するものとする。

また、今後、国の防災指針、指標、基準等の見直し等が行われた場合には、適宜、上記京都府地域防災計画（原子力発電所対策計画編）の見直しを行うものとする。

第2 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

(1) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

平成24年4月の防災指針の一部見直しにおいて、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲として、P A Z、U P Zの導入等が予定されていることを踏まえ、本府における防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を、P A Zについては高浜発電所から概ね半径5km、U P Zについては高浜及び大飯発電所から概ね半径30kmの範囲とし、次のとおりとする。

国の動向を踏まえた修正

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲及び人口（高浜発電所）

市町名	地 域 名	人口(人)
舞鶴市	東地区	51,735
	旧町	9,146
	西四所（上福井を除く）	2,063
	高野（城屋、野村寺を除く）	2,460
	中筋（真倉を除く）	8,267
	池内	1,742
	余内	8,401
	加佐地区（東神崎、西神崎、油江、蒲江、水間下、水間、下東）	984
	計	84,798
綾部市	長野	34
	志古田	31
	山内	49
	鳥垣	64
	草壁	49
	古屋	11
	有安	75
	川原	37
	小仲	80
	八代	31
	古和木	62
	光野	33
	柄	16
	大唐内	25
	市茅野	23
	第一区	148
	浅原	30
	真野	73
	小田	54
	引地	64
奥上林地区	西屋	65
	神谷	29
	寺町	35
	日置谷	57
	計	88,126

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲及び人口（高浜発電所）

< P A Z (予防的防護措置を準備する区域) >

市町名	対象地域	人口(人)
舞鶴市	松尾、杉山	90

< U P Z (緊急時防護措置を準備する区域) >

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江	324
舞鶴市	全域	89,899
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野町、柄、市茅野、大唐内、）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山町、安国寺町、梅迫鐘鑄場、梅迫上町、梅迫中町、梅迫新町、梅迫内谷、高槻町、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷町、八代町、愛宕、大野）、西八田地区（上八田町、七百石町、中筋町、岡安町、渕垣町、下八田町）、吉見地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路町）志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、関西電力（上八田町）、松寿苑・上林（八津合町）、綾部こどもの里（十倉中町）	9,553

	宮津市	本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳繩手、島崎、金屋谷、亀ヶ丘、松ヶ岡、池ノ谷、白柏、浪花、漁師町、日吉、杉末、鶴賀、城内、城東、城南、旭が丘、第2旭が丘、西波路、波路町、グンゼ、滝馬、百合が丘、福田、宮村上、宮村、辻町、惣、皆原、山中、波路、東波路、獅子崎、つつじが丘、問屋町、東国名賀、府営東波路団地、小田、喜多、今福、天神、鳥が尾、松繩手、新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子、銀丘、鏡ヶ浦、由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦、須津、夕ヶ丘、浜垣、宝山、文珠、江尻、天橋、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分、成相寺、日置浜、日置上、マリントピアオーナーズ、畑、下世屋、松尾、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見、立、大西、厚垣、落山、藪田	20,614
	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土、洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚、砂木、柄原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小渕、向山、樺原、音海、原、板橋、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	4,339
	京丹波町	升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、安栖里	2,963
	伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,643
合計			129,335

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲及び人口（大飯発電所）

市町名	地 域 名	人口(人)
舞 鶴 市	成生	57
	田井	196
	野原	278
	大山	71
	觀音寺	13
	柄尾	83
	河辺原	76
	杉山	54
	登尾	111
	室牛	25
	朝来中	765
	岡安	33
	白屋	381
	安岡	862
	鹿原	326
	松尾	36
	吉坂	166
	多門院	197
	与保呂	354
	計	4,084
綾 部 市	柄	16
	大唐内	25
	市茅野	23
計		64
南 丹 市	美山町知見	-
	計	0
合 計		4,148

(2) 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に關し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は京都府地域防災計画一般計画編第1編第8章に定めるところによるほか次のとおりとする。

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲及び人口（大飯発電所）

< U P Z (緊急時防護措置を準備する区域) >

市町名	対象地域	人口(人)
京 都 市	左京区（広河原尾花町、広河原下之町、久多上の山町）	0
舞 鶴 市	東地区全域、西地区[旧町（西吉原第一、西吉原第二、西吉原第三、東吉原第一、東吉原第二、東吉原第三、東吉原第四）、四所（白杉）、中筋（万願寺、伊佐津川荘苑、菖蒲台）、池内、余内]	63,863
綾 部 市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野町、柄、市茅野、大唐内、）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、松寿苑・上林（八津合町）	1,950
南 丹 市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土、洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚、砂木、柄原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、野添、安掛、上平屋	2,282
京丹波町	上栗野、仏主	57
合計		68,152

(2) 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に關し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は京都府地域防災計画一般計画編第1編第8章に定めるところによるほか次のとおりとする。

関係市町の追加に伴う修正

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京 都 府	(略)
関 係 市 町	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市町災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 府が行う原子力防災に対する協力 16 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
舞 鶴 市	
綾 部 市	
宮 津 市	
南 丹 市	
京 丹 波 町	

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京 都 府	(略)
関 係 市 町	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市町災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 府が行う原子力防災に対する協力 16 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
京 都 市	
福 知 山 市	
舞 鶴 市	
綾 部 市	
宮 津 市	
南 丹 市	
京 丹 波 町	
伊 根 町	

6 (3) 情報の収集・連絡体制の整備

府は、国、関係市町、関西電力株式会社、その他防災関係機関と、緊急時及び災害発生時における原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、別図のとおり情報連絡体制等を整備する。

別図 1－1 「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図（高浜発電所）
(別添)

別図 1－2 「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図（大飯発電所）
(別添)

別図 2－1 特定事象発生通報の連絡系統図（高浜発電所）
(別添)

6 (3) 情報の収集・連絡体制の整備

府は、国、関係市町、関西電力株式会社、その他防災関係機関と、緊急時及び災害発生時における原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、別図のとおり情報連絡体制等を整備する。

別図 1－1 「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図（高浜発電所）
(別添)

別図 1－2 「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図（大飯発電所）
(別添)

別図 2－1 特定事象発生通報の連絡系統図（高浜発電所）
(別添)

関係市町の追加に伴う修正

別図2－2 特定事象発生通報の連絡系統図（高浜発電所）
(別添)

別図3 京都府における情報連絡系統図
(別添)

第3 環境放射線等モニタリング体制の整備

- 11 府〔文化環境部〕は、緊急時における高浜及び大飯発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、暫定的にモニタリングポストを充実し、平常時より環境放射線モニタリングを実施・公表するとともに、今後体制整備を図っていくものとする。
また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）体制を整備する。

1～2（略）

別図2－2 特定事象発生通報の連絡系統図（高浜発電所）
(別添)

別図3 京都府における情報連絡系統図
(別添)

第3 環境放射線等モニタリング体制の整備

府〔文化環境部〕は、緊急時における高浜及び大飯発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、暫定的にモニタリングポストを充実し、平常時より環境放射線モニタリングを実施・公表するとともに、今後体制整備を図っていくものとする。

府〔健康福祉部、農林水産部〕は、平常時より流通食品等の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。

また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）体制を整備する。

1～2（略）

3 モニタリング要員の育成

府〔文化環境部〕は、緊急時モニタリングを円滑かつ安全に行うため、緊急時モニタリング要員の研修・訓練を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

モニタリング体制の強化
に伴う修正

環境放射線モニタリングの状況

現 行	改 定
大山測定所	大山測定所
吉坂測定所	吉坂測定所
倉梯測定所	倉梯測定所
塩汲測定所	塩汲測定所
岡安測定所	岡安測定所
老富測定所	老富測定所
	①大野ダム管理事務所（可搬型ポスト） ②中丹東保健所（可搬型ポスト） ③福知山総合庁舎（可搬型ポスト） ④綾部総合庁舎（可搬型ポスト） ⑤宮津総合庁舎（可搬型ポスト） ⑥海洋センター（可搬型ポスト） ⑦峰山総合庁舎（可搬型ポスト） ⑧南丹市美山町福居地区（積算線量計） ⑨綾部市上林地区（積算線量計）
保健環境研究所	保健環境研究所
	木津総合庁舎（可搬型ポスト）

環境放射線モニタリングの状況

現 行	改 定 (※)
モニタリ ングポス ト	大山測定所 吉坂測定所 倉梯測定所 塩汲測定所 岡安測定所 老富測定所 大野ダム管理事務所（可搬型ポスト） 中丹東保健所（可搬型ポスト） 福知山総合庁舎（可搬型ポスト） 綾部総合庁舎（可搬型ポスト） 宮津総合庁舎（可搬型ポスト） 海洋センター（可搬型ポスト） 峰山総合庁舎（可搬型ポスト） 森林技術センター 南丹土木事務所美山出張所 久多測定所 園部総合庁舎 龜岡総合庁舎 京都府庁
保健環境研究所	保健環境研究所（2箇所） 乙訓総合庁舎 宇治総合庁舎 木津総合庁舎
積 算 線量計	綾部市観光センター 南丹市見館浄水場 モニタリングポスト 15箇所 積算線量計 2箇所
	モニタリングポスト 23箇所 積算線量計 2箇所

※平成23年度末整備予定

第6 広域的連携体制の整備

- 14 府〔知事直轄組織、政策企画部、府民生活部、警察本部〕は、平常時ににおける福井県、滋賀県、府内市町村、関西広域連合、全国知事会等との連携とともに、緊急時における広域的な協力応援体制等を整備しておくものとする。

第6 広域的連携体制の整備

- 府〔知事直轄組織、政策企画部、府民生活部、警察本部〕は、平常時ににおける福井県、滋賀県、府内市町村、関西広域連合、全国知事会等との連携とともに、緊急時における広域的な協力応援体制等を整備しておくものとする。

広域避難の考え方を整理

1～4（略）

1～4（略）

5 広域避難体制の整備

府[府民生活部]は、関係市町等と協議し広域避難計画（基本型）を整備するが、避難に当たっては、緊急時モニタリング結果やS P E E D I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による予測等に基づき、柔軟に対応するものとする。

なお、府域を超える避難については、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応するものとする。

また、府の地域機関、関係市町の機関等が避難対象区域となった場合についても、広域避難計画（基本型）において、あらかじめ定めた移転先に行政機能を移転するものとする。このため該当の関係機関においては、業務継続計画の整備をする。

<関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）抜粋>

5 広域避難の調整

(1) 避難指示が発令されることが想定される地域

原子力発電所の事故により避難指示が発令される地域は、II-2で示した事故発生地点から概ね半径30km以内の県域（IPZ）と想定される。その対象となる発電所及び市町村並びに人口（概数）は次のとおりである。

発電所名	高浜発電所	大飯発電所	美浜発電所	もんじゅ・敦賀発電所
該当府県	滋賀・京都・福井	滋賀・京都・福井	滋賀・福井・岐阜	滋賀・福井・岐阜
市町村数	11市町	11市町	10市町	13市町
市町村人口	約34万人	約47万人	約45万人	約78万人

(2) 広域避難の調整

広域避難の調整は、地震・津波災害対策編II-2-(1)-⑤及びIII-2-6に記載する事項のほか、以下の記載により実施する。

（被災府県の役割）

- 原子力発電所の事故による避難指示が発令されたときは、当該府県は、避難をする者の総数、うち入院患者や施設入所者など特別な配慮を要する者の数、市役所・町役場の本所機能の移転の必要性等について速やかに把握し、自府県外での受入の要否を含めて広域連合に連絡する。
- 被災府県は、自府県外に避難した者に対し、避難者受入府県の協力のもと、適時に適切な情報提供を行う。

（広域連合の役割）

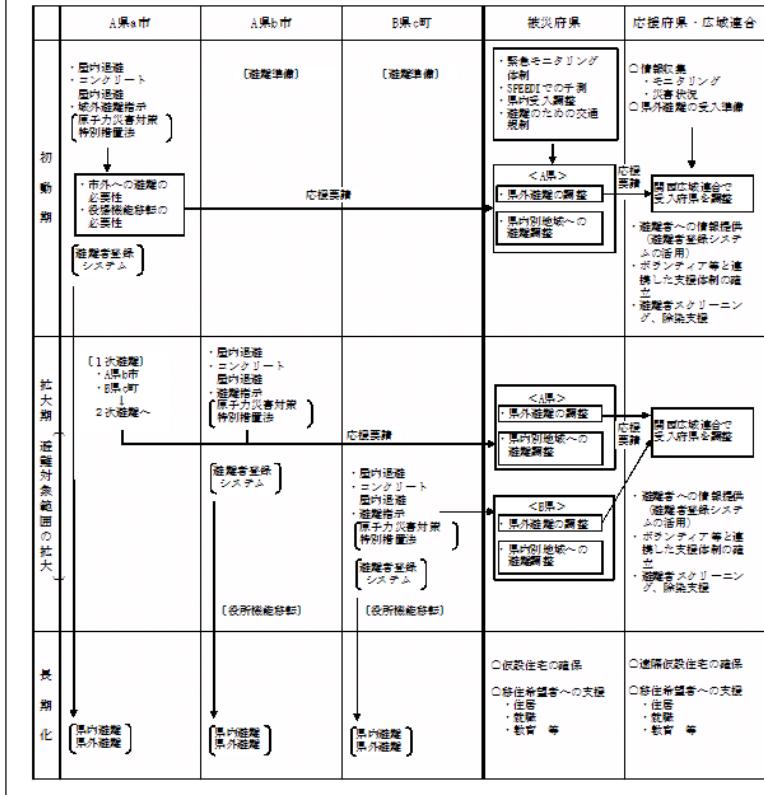
- 広域連合は、被災府県が避難者等を自府県内のみで受け入れがたいと判断したときは、III-6に記載した協力要請の結果や緊急時モニタリング・SPEEDIの予測結果等を踏まえ、受入割当案を作成し、構成府県に打診・調整する。
- 広域連合は、構成府県のみで受入が困難と判断したときは、応援協定締結団体等、関西圏域以外との受入調整を行う。
- 広域連合は、受入調整の経過や結果を被災府県に連絡するとともに、具体的な輸送方法や交通路の確保等について、被災府県を含め、構成府県との間で調整を行う。
- 広域連合は、圏域内の避難状況について、構成府県からの情報をとりまとめ、定期的に公表する。

（受入府県の役割）

- 避難者受入府県は、避難者のスクリーニングや除染について支援を行う。
- 避難者受入府県は、入院患者や要介護者など特別な配慮が必要な避難者を適切な施設に受け入れるとともに、児童・生徒等の学校教育に関して配慮する。
- 避難者受入府県は、避難者の避難生活が長期にわたる可能性があることから、住居の斡旋や応急仮設住宅の建設について配慮する。

- ・避難者受入府県は、避難者の生活支援等に関するボランティア活動を促進する。
- ・市役所・町役場機能の避難を受け入れた府県は、当該市町の住民を含めた地方公共団体の一体性が確保されるよう配慮する。

(3) 広域避難のシナリオ



新規

第9 水資源対策

- 1 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射線物質の放出により、琵琶湖をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

東日本大震災での状況を踏まえた対応の追加

新規

第10 家庭動物等対策

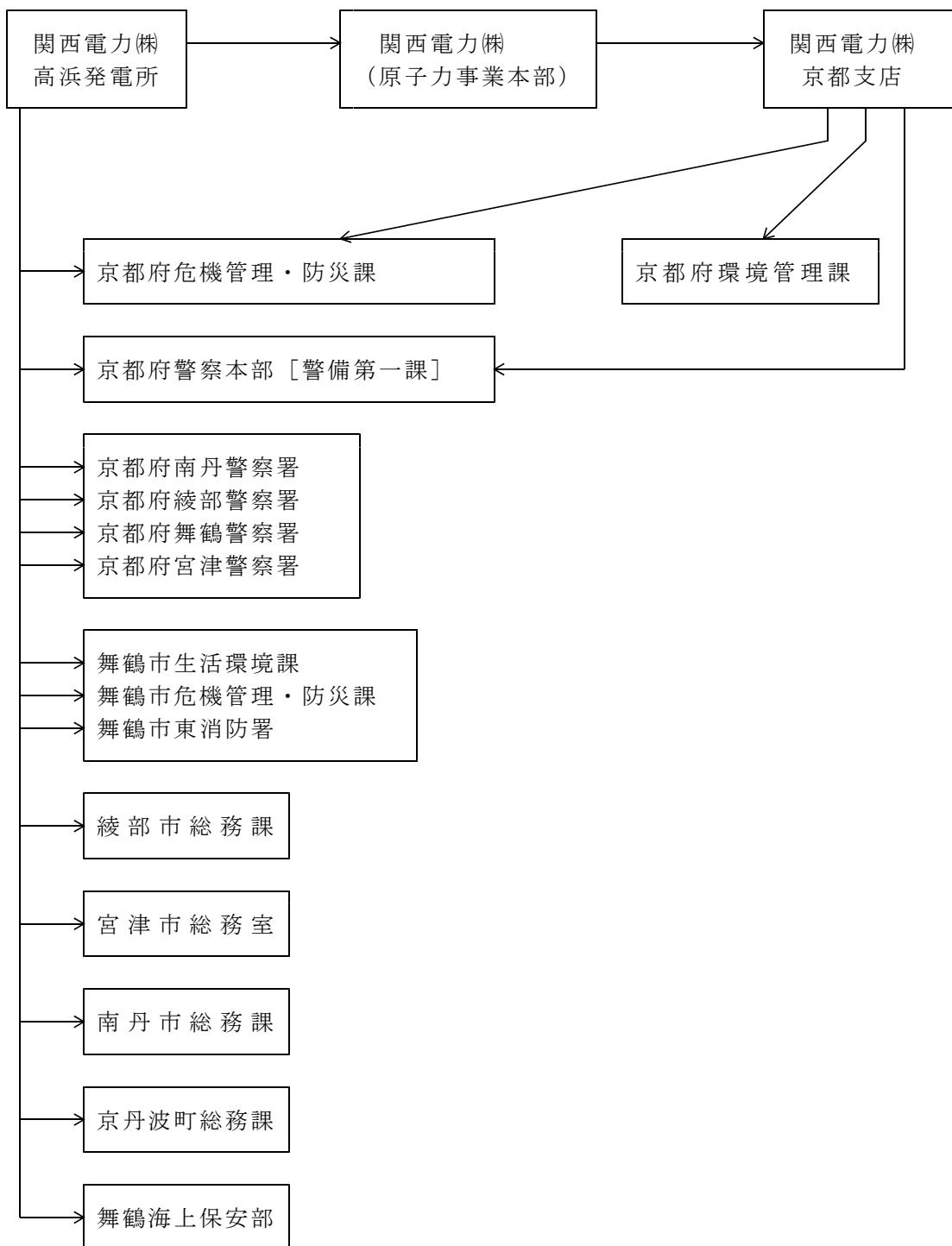
災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想されるため、府[健康福祉部]は、緊急時の家庭動物等の収容及び救護のため、収容施設並びに飼養機材及び医薬品の整備を進めるとともに、関係市町に対し避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設を整備するよう助言するものとする。

東日本大震災での状況を踏まえた対応の追加

(現行)

別図 1-1

「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図
(高浜発電所)

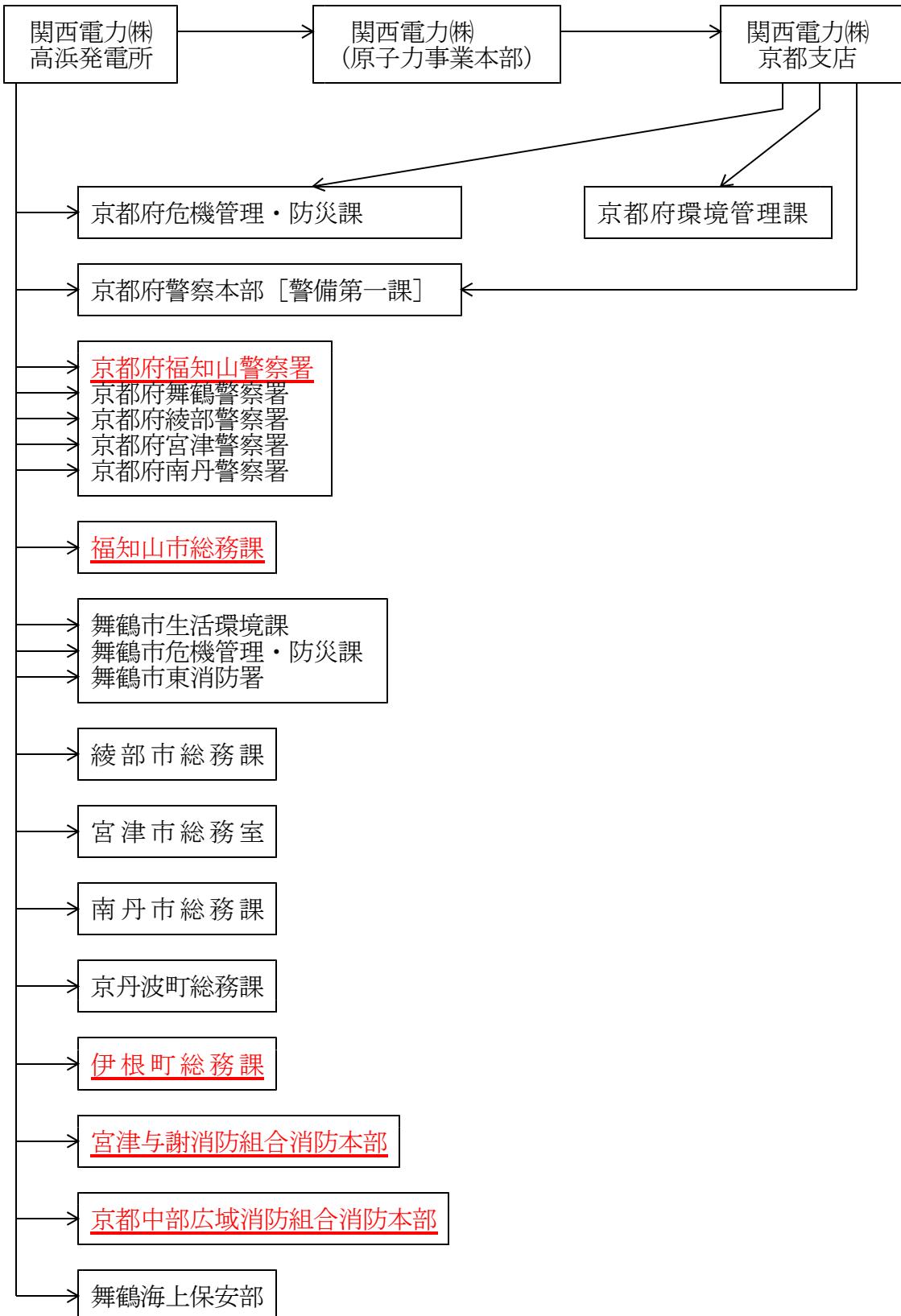


※ 関西電力(株)は、重大なトラブル発生時及び原子力第一防災体制発令時は電話による着信確認を行う。

(修正)

別図 1－1

「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図
(高浜発電所)

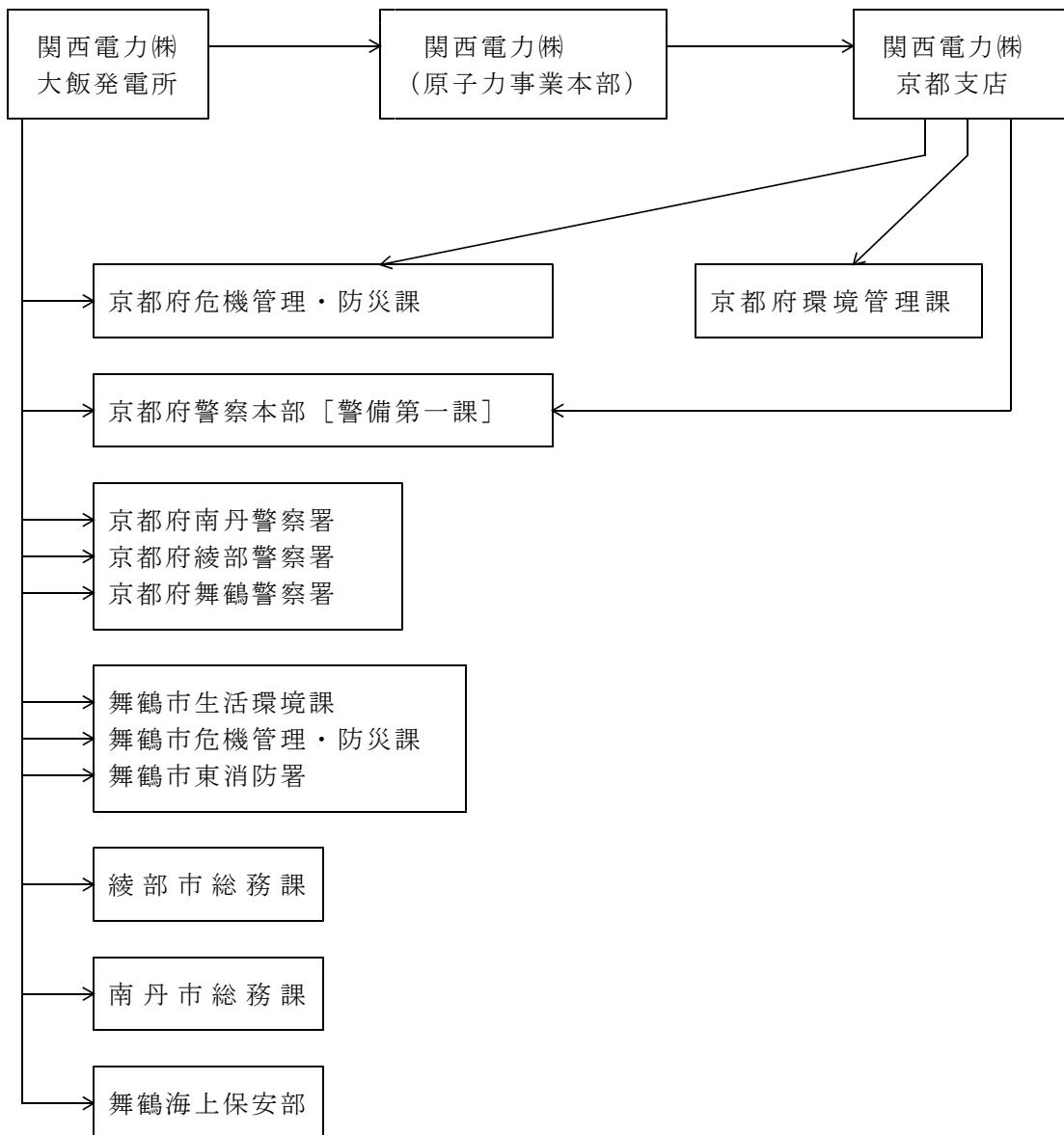


※ 関西電力(株)は、重大なトラブル発生時及び原子力第一防災体制発令時は電話による着信確認を行う。

(現行)

別図 1－2

「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図
(大飯発電所)

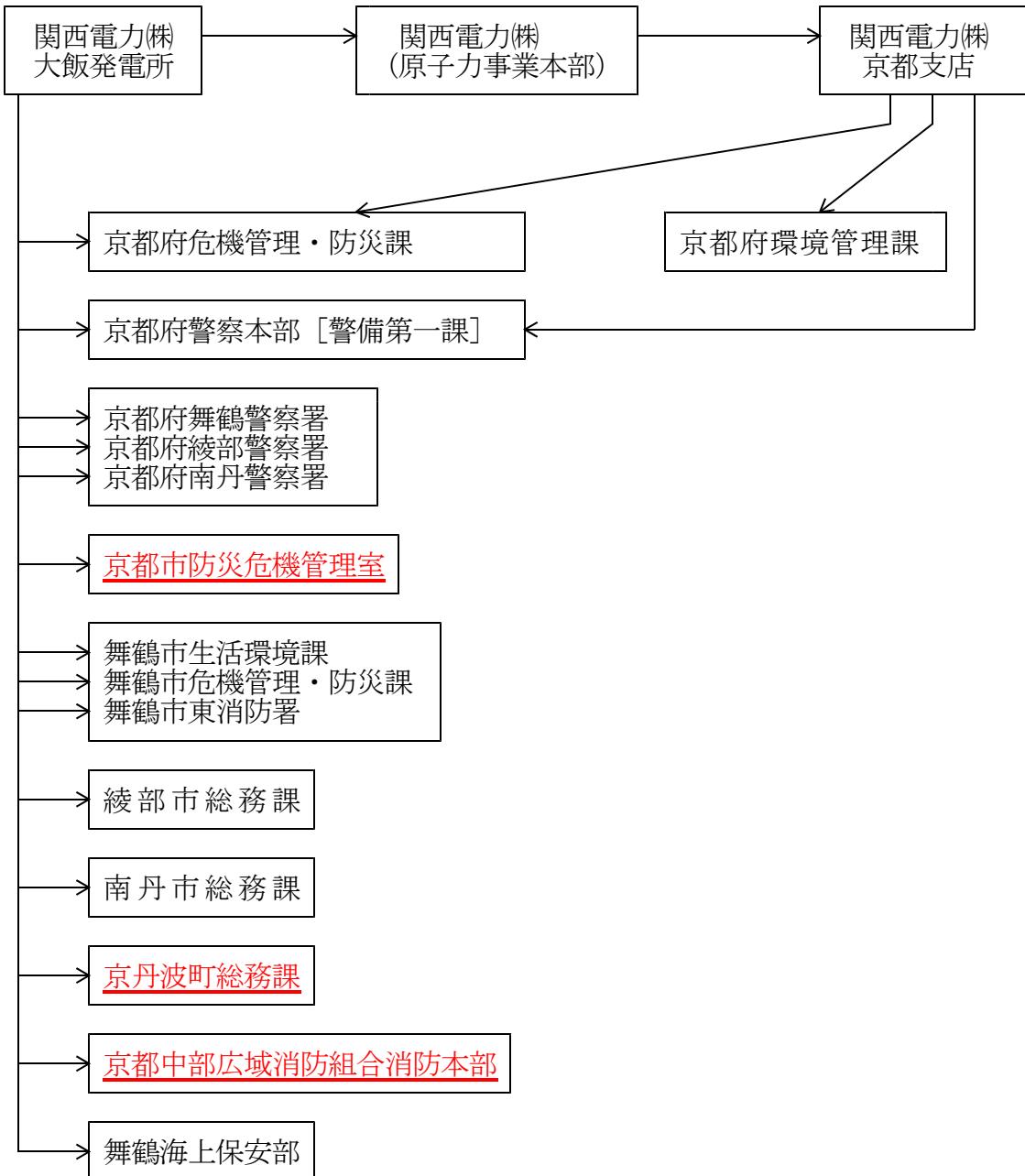


※ 関西電力(株)は、重大なトラブル発生時及び原子力第一防災体制発令時は電話による着信確認を行う。

(修正)

別図 1－2

「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」系統図
(大飯発電所)



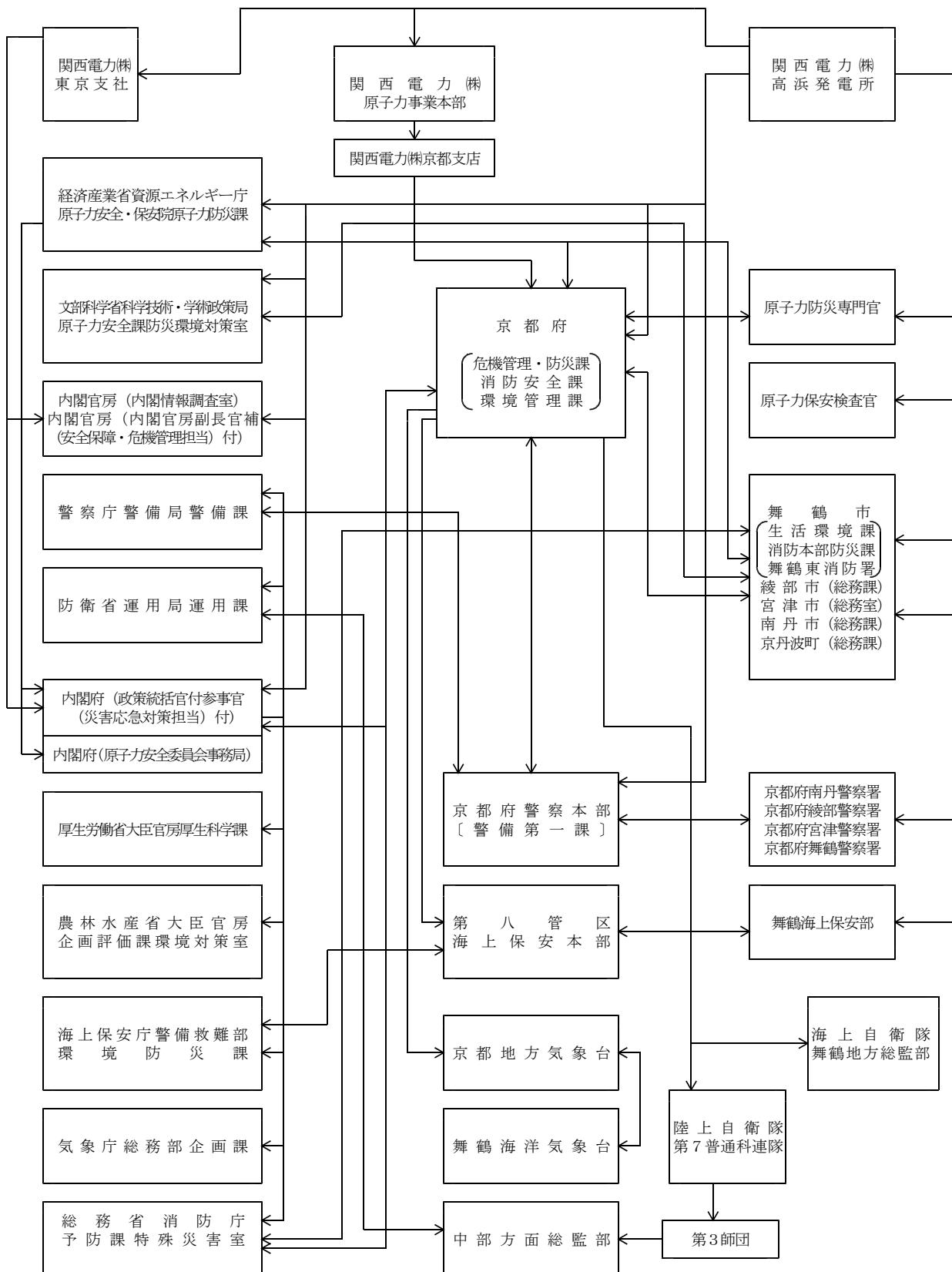
※ 関西電力(株)は、重大なトラブル発生時及び原子力第一防災体制発令時は電話による着信確認を行う。

(現行)

別図2-1

特 定 事 象 発 生 通 報 の 連 絡 系 統 図

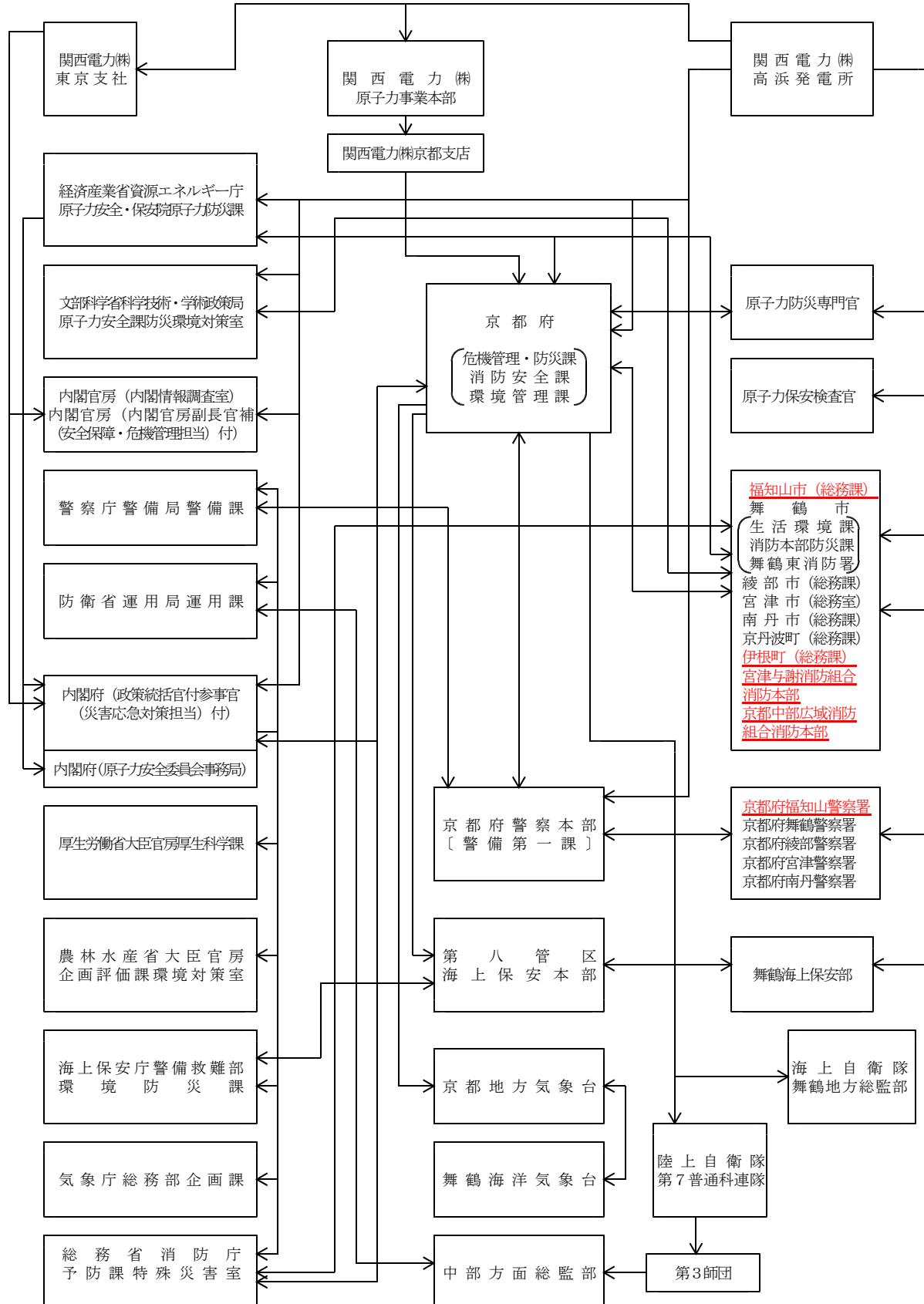
(高浜発電所)



(修正)

別図 2-1

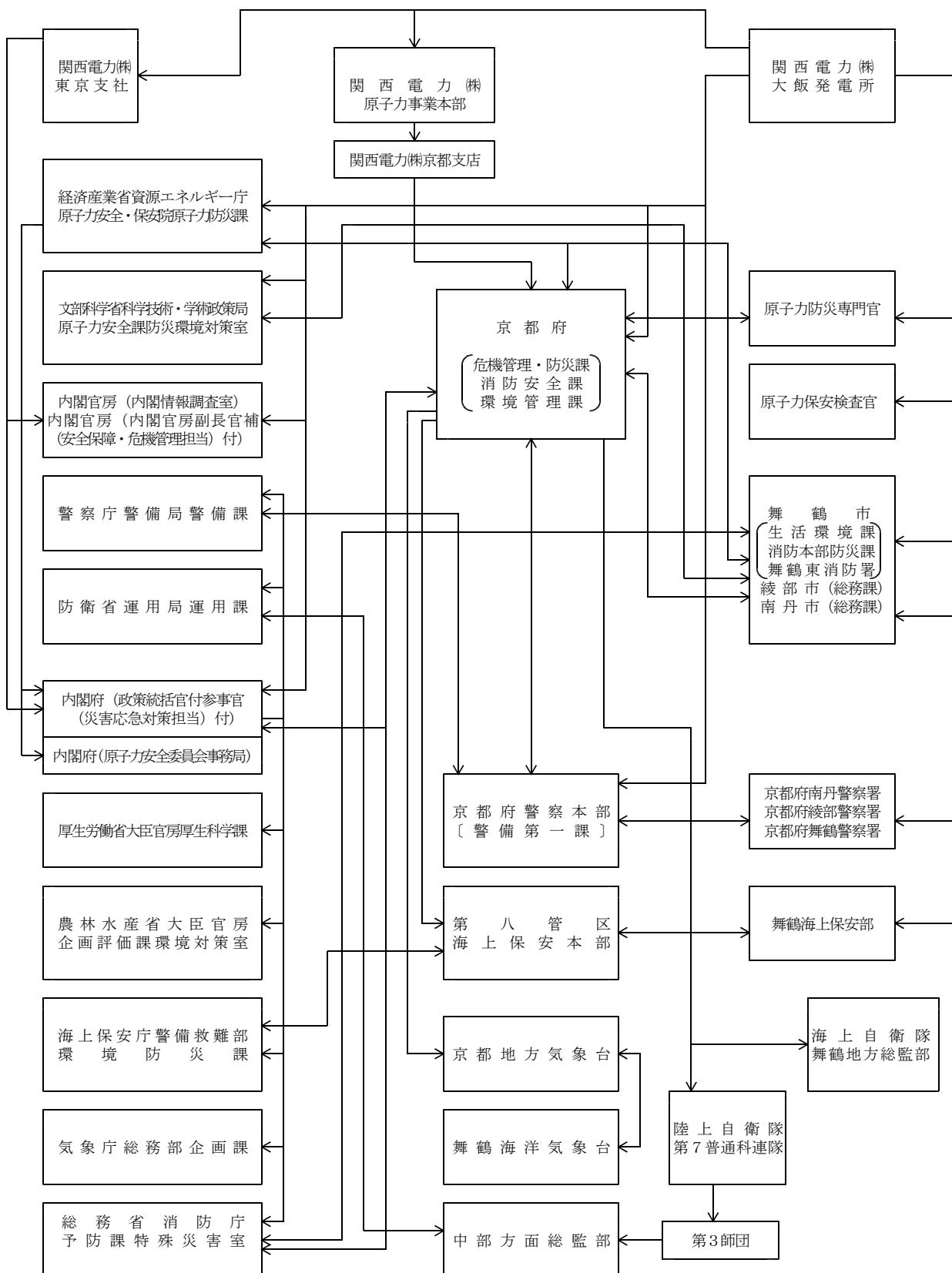
特 定 事 案 発 生 通 報 の 連 絡 系 統 図
(高浜発電所)



(現行)

別図2-2

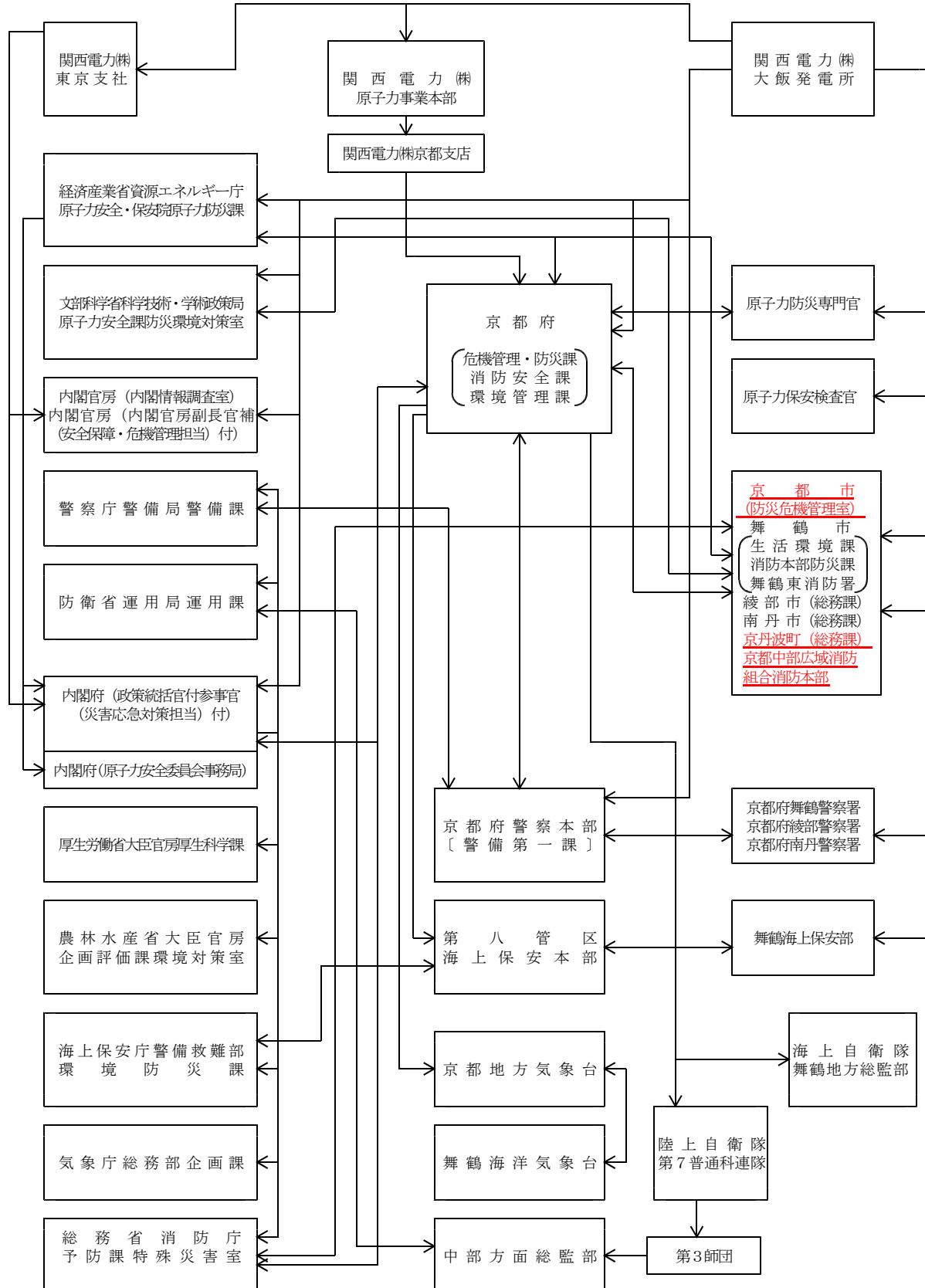
特 定 事 象 発 生 通 報 の 連 絡 系 統 図 (大飯発電所)



(修正)

別図 2-2

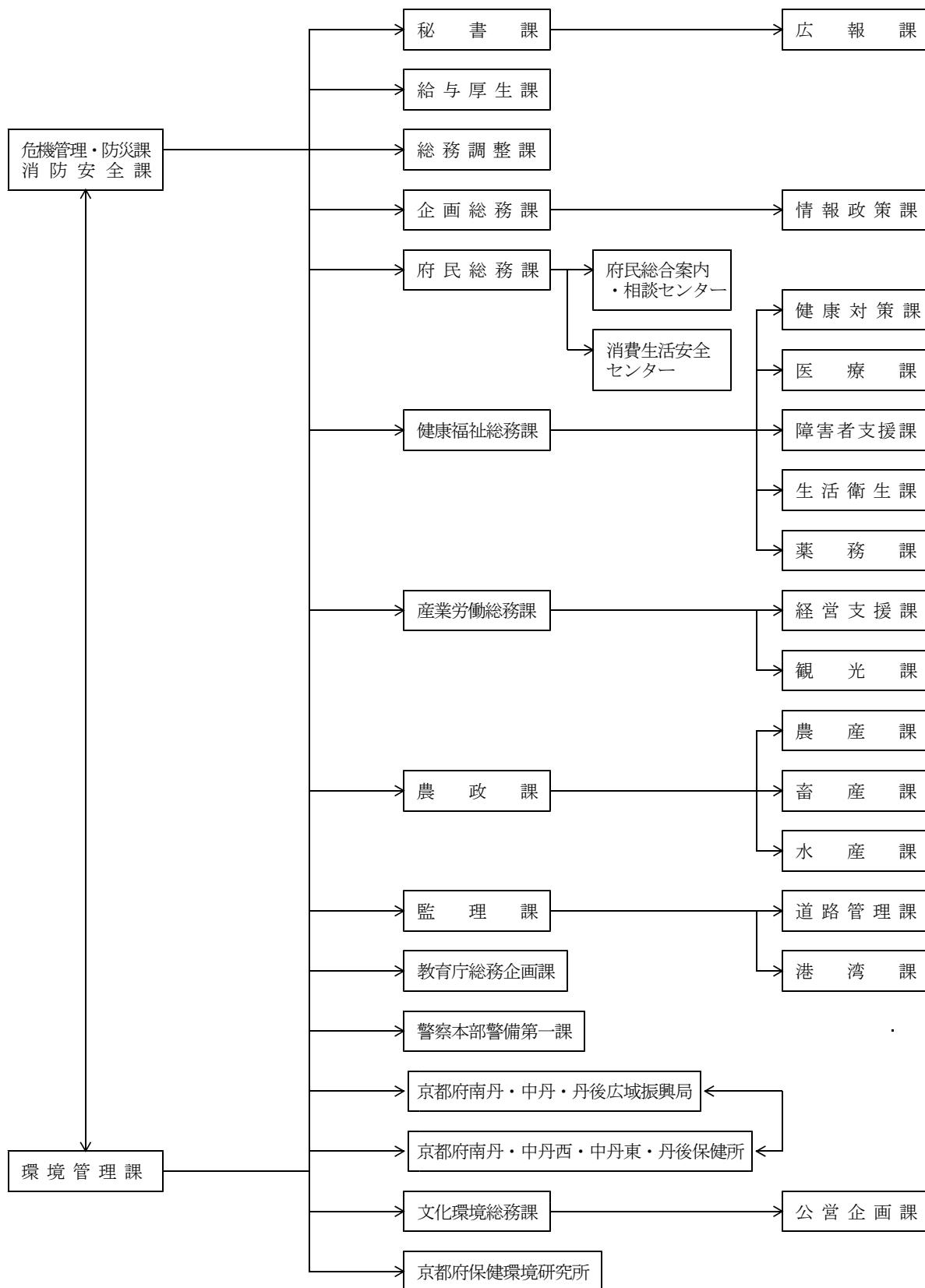
特 定 事 案 発 生 通 報 の 連 絡 系 統 図 (大飯発電所)



(現行)

別図 3

京都府における情報連絡系統図



(修正)

別図3

京都府における情報連絡系統図

